

千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議

定書の締結について承認を求めるの件(閣条第六号)(衆議院送付) 要旨

船舶事故により生ずる船舶所有者等の損害賠償責任については、「千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約」(以下「一九七六年条約」という。)において、従来の金額責任主義を基礎としつつ、一定の責任限度額が定められている。

この議定書は、一九七六年条約において定める責任限度額が、物価水準の上昇により損害額の現状に照らして著しく低い額となっており、事故の発生時に被害者に十分な補償が行われなくなるおそれがあることを背景として、国際海事機関(I M O)において、損害賠償責任の限度額を引き上げる一九七六年条約改正の検討が行われた結果、一九九六年(平成八年)五月にロンドンにおいて開催された I M O の危険物質及び有害物質並びに責任の制限に関する国際会議で採択されたものである。

この議定書は、前文、本文十五箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

一、船舶の旅客の死傷に係る債権以外の債権について、当該船舶のトン数に応じた責任の限度額を引き上げ

る。

二、船舶の旅客の死傷に係る債権について、当該船舶が運送することを認められている旅客数に応じた責任の限度額を引き上げる。

三、締約国は、旅客の死傷に係る債権について、この議定書に定める責任の限度額を下回らない限り、自国の法令により責任制度を定めることができる。